

## 元気づくり補助金 Q&A

Q1 これから開業する人は対象になりますか？

A1 創業予定者は対象外です。

Q2 創業・設立してから1年経っていませんが、対象になりますか？

A2 対象外です。  
県内に主たる拠点があり、かつ県内において1年以上の事業実績がある企業者が対象です。

Q3 個人事業主として数年事業を行い、3ヶ月前に法人成りしました。  
対象になりますか？

A3 対象外です。  
申請時と同一の事業形態で、1年以上の事業実績がある企業者が対象です。

Q4 個人の農業者で、小売り事業に参画して2年目です。  
農業所得の方が多いのですが、対象になりますか？

A4 対象外です。  
本補助金は商工業者を対象としており、売上割合から農業者と判断されるため、応募できません。

Q5 新たな事業を展開するために応募したいのですが、対象になりますか？

A5 対象外です。  
本補助金は従来の事業を補完するためのものであり、新規展開は対象外としています。

Q6 NPO法人は対象になりますか？

A6 対象外です。

Q7 一般社団法人は対象になりますか？

A7 対象外です。

Q8 社会福祉法人は対象になりますか？

A8 対象外です。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q9 第三セクターは対象になりますか？

A9 対象外です。  
本補助金は経営規模が小さくても頑張っている企業者を後押しするためのものであり、第三セクターなどについては別の支援体制が望ましく、本補助金の支援対象事業には馴染まないと判断されるためです。

Q10 「常時雇用する従業員」は、どのように考えればよいですか？

A10 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員です。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用されている者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

Q11 同一年度に複数回応募することは可能ですか？

A11 異なる事業内容であれば、応募可能です。

Q12 他の補助金との併用はできますか？

A12 同一事業者が同一内容で他補助金と併用することはできません。

Q13 「グループ」の定義は何ですか？

A13 共通の取り組みを行う、2者以上の集まりです。  
(組合、会社、任意団体など)

Q14 グループの構成員に大企業が含まれています。対象になりますか？

A14 対象外です。  
小規模企業者のみで構成されていることが条件です。

Q15 同業種でグループを構成しても対象になりますか？

A15 共通の取り組みを行うのであれば、異業種でも構いません。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q16 「新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比で売上が20%以上減少」とは、どのように確認すればいいですか？

A16 要件は、セーフティネット4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）に準じます。

●セーフティネット4号の要件

「原則として、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。」

Q17 令和3年3月に取得したセーフティネット4号の認定書は有効ですか？

A17 有効です。  
令和3年1月以降に取得した認定書は有効とします。

Q18 売上が20%以上減少していますが、認定書がない場合はどうしたらいいですか？

A18 認定書がない場合は、商工団体の担当者が確認済みの「売上高等減少要件確認票」を提出してください。

Q19 グループの構成員3社中、1社だけ売上が20%以上減少しています。特別枠に該当しますか？

A19 該当しません。  
グループの構成員全員の売上が20%以上減少していることが条件です。

Q20 フランチャイズは対象になりますか？

Q20 対象外です。

Q21 任意団体でグループ申請したいのですが、任意団体として1年以上活動していなければいけませんか？

Q21 構成員全員が1年以上の事業実績があれば、任意団体としての活動が1年未満でも対象になります。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q22 この1年以内に事業承継で事業を引き継ぎました。対象になりますか？

Q22 ●法人の場合  
対象になります。

●個人事業者の場合  
経緯や、業種、引継ぎされた方の経歴(前職等)の情報から、事業実態を同一と見なすことができ、業歴を引き継いだと判断される場合は、対象となります。商工団体等にご相談ください。

Q23 登記上の本社が県外にありますが、生産拠点は県内の工場です。  
「県内に主たる拠点を有する」に該当するでしょうか？

Q23 該当しません。  
登記上の本社が秋田県である場合に「県内に主たる拠点を有する」と判断します。

Q24 士業は対象になりますか？

A24 対象外です。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q1 販路拡大のための看板の作成は対象になりますか？

A1 対象です。（経費区分：需用費）

Q2 看板の取付工事は対象になりますか？

A2 工事請負費ではなく、付随費用と考えるため、対象です。  
ただし、設置に基礎工事が伴うなど、付随費用の範囲を超える場合は対象外です。

Q3 テレビCM作成は対象になりますか？

A3 対象です。（経費区分：委託料）

Q4 展示会出展において、販売促進員（マネキン）を当日雇いたいのですが、その費用は対象となりますか？

A4 対象です。（経費区分：役務費）

Q5 プライバシーマークを取得したいのですが、申請料、審査料、登録料は対象になりますか？

A5 申請料、審査料は対象です。（経費区分：公的認証等取得経費）  
登録料は対象外です。

Q6 リース料は対象となりますか？

A6 対象です。（経費区分：機械器具等導入費）  
ただし、交付決定日から事業完了日までの期間が対象です。

Q7 展示会や商談会の出展申込み締め切りが交付決定前です。  
交付決定前に申込みしても対象になりますか？

A7 出展申込みは交付決定前でも構いません。ただし、事業が採択されなかった場合は全額自己負担する前提で申込みをしてください。

展示会や商談会については、次の条件を満たす場合に補助対象とします。  
・展示会等の実施期間が、交付決定日～事業完了日までの間であること。  
・請求、支払いが、交付決定日～事業完了日までの間に完了すること。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q8 専門家からアドバイスをもらいたいのですが、謝金として事業費に含めてもよいですか？

A8 事業期間内の専門家相談は対象になります。（経費区分：謝金）  
事業期間前と後の場合は対象外ですので、専門家相談を利用したい場合は、商工団体等にご相談ください。

Q9 代表者自らが事業実施のために旅費を使う場合は対象外ですか？

A9 事業実施のための旅費であれば、対象です。

Q10 振込手数料は対象になりますか？

A10 対象です。以下の例を参考に申請をしてください。

【例】機械器具等導入費で10,000円申請し、交付決定

①機械器具：10,000円

②振込手数料：330円

(1) 申請時に①と②を記載している場合

→振込手数料は対象。

(2) 申請時に①を記載し、②は記載していない、

かつ支払金額が10,000円（送金9,670円＋振込手数料330円）の場合

→振込手数料は対象。

(3) 申請時に①を記載し、②は記載していない、

かつ支金額が10,330円（送金10,000円＋振込手数料330円）の場合

→振込手数料は対象外。

Q11 車両の購入は対象となりますか？

A11 事業に必要なものに限り、対象です。

Q12 店舗の改修工事は対象となりますか？

A12 工事は対象外です。

Q13 外壁の塗り直しは対象となりますか？

A13 対象外です。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q14 土地購入や建物建築は対象となりますか？

A14 対象外です。

Q15 同業者を集めてイベントの実施を計画しています。費用は企業の協賛金で賄っているのですが、対象になりますか？

A15 対象外です。  
本補助金は自己負担分に対する補助であり、協賛金に対する補助ではありません。

Q16 菓子製造業ですが、新商品開発のため、原材料費で小麦粉を購入しようと思っています。通常袋単位で仕入れています。補助事業で使用する分をどのようにわけたらよいでしょうか？

A16 補助対象経費と他の経費の仕分けができないものは対象外です。

Q17 大手サイトを利用して商品売る場合、仲介手数料は対象になりますか？

A17 対象外です。

Q18 クリック課金のWeb広告は対象になりますか？

A18 目安がわからず金額を算出できないため、申請が難しく、補助金使用には向いていないと思われます。

Q19 カーポートの設置は対象になりますか？

A19 設置に工事を伴うか等、状況により判断します。  
基礎工事を必要とするものは、結果として建物となるため対象外です。  
テントのような簡易的なものは対象です。

Q20 HPの作成方法について専門家から指導を受ける場合、IT診断料に該当しますか？

A20 該当しません。  
IT診断は、IT化する際に専門家から分析・判定を受けることを想定しています。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q21 補助対象経費に係る消費税はどのように取り扱えばよいですか？

A21 以下①～③の補助事業者については、補助事象の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できます。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者

なお、課税事業者については、補助対象経費は税抜きにより記載してください。

Q22 金額の端数は、切り上げですか？切り捨てですか？

A22 円未満切り捨てです。

Q23 中古車の購入は対象になりますか？

A23 対象です。ただし、以下を条件とします。

- ・複数見積もりが必須
- ・見積もり・購入は中古車販売店等で行う（個人からの購入は対象外です）

Q24 中古品の購入は対象になりますか？

A24 対象です。ただし、複数見積もりが必須です。

Q25 試作品を開発し、配布用の無料サンプルを作成したいのですが、対象になりますか？

A25 試作品の開発や試作品そのものの作成は対象になります。  
無料配布用のサンプルや、実際に販売で使用するものの作成は対象外です。

Q26 年額で見積もりされているものは、全額補助対象になりますか？

A26 なりません。  
事業実施期間内に該当する分だけが補助対象です。

Q27 源泉所得税は補助対象経費に含まれますか？

A27 含まれます。  
源泉所得税の課税義務が発生するものについては手続きを行い、実績報告時に源泉徴収書を証拠書類として提出してください。



## 元気づくり補助金 Q&A

### 申請書類全般

Q1 申請書類は県のHPからダウンロードできますか？

A1 申請窓口は商工団体等になるため、県HPには掲載していません。  
商工団体等にお問い合わせください。

Q2 個人事業主ですが、申請書類の住所欄には店舗と自宅のどちらの住所を記載すればいいでしょうか？

A2 申請書等で確認できる住所を記載してください。

Q3 書類作成のポイントはありますか？

- A3
- ①定性的、定量的に説明する。
  - ②グラフや表を使用し、見やすくわかりやすいように「見た目」を工夫する。
  - ③審査項目（以下参照）を参考にする。
    - (1) 自社の経営状況分析の妥当性  
自社の製品・サービスや自社の強みを適切に把握しているか。
    - (2) 経営方針・目標と今後のプランの適切性  
経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえているか。  
対象とする市場（商圈）の特性を踏まえているか。
    - (3) 補助事業計画の有効性  
補助事業計画は具体的で、実現可能性が高いものになっているか。  
今後の方針・目標を達成するために必要かつ有効なものか。
    - (4) 県施策との整合性  
県の条例や指針等で定める内容に沿う事業であるか。  
(県外への販路拡大に繋がる、将来的に事業拡大が見込まれる等)

## 元気づくり補助金 Q&amp;A

## 様式第 1-1、1-2 (申込書)

Q1 主たる業種の「業種番号（3桁）」には何を参考にしたらよいですか？

A1 総務省の「日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）」の小分類の番号を記入してください。

[https://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

例：ラーメン店の場合

	○	×
業種番号	762	76 7624
業種名称	専門料理店	飲食店 ラーメン店

番号・名称は小分類を記載

中分類 76 飲食店

- 760 管理, 補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)
- 7600 主として管理事務を行う本社等
- 7609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所
- 761 食堂, レストラン(専門料理店を除く)
- 7611 食堂, レストラン(専門料理店を除く)
- 762 専門料理店**
- 7621 日本料理店
- 7622 料亭
- 7623 中華料理店
- 7624 ラーメン店
- 7625 焼肉店
- 7629 その他の専門料理店
- 763 そば・うどん店
- 7631 そば・うどん店

Q2 複数の事業を営んでいる場合は、どれを「主たる業種」としたらよいですか？

A2 直近の売上構成が一番高い業種を1つだけ記載してください。

## 様式第 2 (申請書)

Q1 補助事業実施期間の末日に指定はありますか？

A1 最終を12月31日とし、それまでの期間内で各企業者で設定してください。なお、設定した期日までに事業の実施から支払いまでがすべて完了している必要がありますので、スケジュールを考慮し、確実な日を設定してください。

## 元気づくり補助金 Q&amp;A

## 別紙1（補助事業計画書）

Q1 計画書を作成する際の注意点はありますか？

A1 「2 補助事業で行う取組内容」に記載された内容で採択・交付決定がされます。実績報告時に実施されていない取組がある場合、事業を完了していないと見なされ、補助対象外となる可能性があります。  
期間内に実施できるかどうかを考慮して、計画を作成してください。

例

	計画	実績報告
○	〇〇システムを導入して業務効率化を図る。	〇〇を導入した。 作業時間は1/2削減、残業代が前年同期比で〇%減。
×	〇〇を導入して新サービスを開始する。	〇〇を導入した。 ※新サービスを開始する計画で交付決定されているが、開始したのかどうか不明。 実施していない場合は補助対象外となる可能性がある。

## 別紙B（売上高等減少要件確認票）

Q1 減少率の小数点以下は、どのように処理すればよいですか？

A1 「20%以上」であることを明確にするため、小数第二位を切り捨て、小数第一位までを記載してください。

## 添付資料：見積書

Q1 見積書に仕様書の添付は必要ですか？

A1 仕様書やカタログなど、内容の詳細がわかるものを添付してください。

Q2 1社から3品購入予定で、各品は10万円未満ですが、3品合計で10万円を超えます。2社以上の見積書が必要ですか？

A2 必要です。  
ただし、申請時は1社のみでも可、選定理由書の提出も不要です。

## 元気づくり補助金 Q&A

### 添付資料：確定申告関係書類

Q1 確定申告書には、税務署受付印は必要ですか？

A1 必要です。税務署に署名提出した方で表紙に受付印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明書）」（コピー不可）を追加で添付してください。  
なお、電子申請した方は、「メール詳細（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。

Q2 最終的な所得額が0円だったため、確定申告をしていません。確定申告関係書類の提出は必要でしょうか？

A2 確定申告書の代わりとして、「納税証明書（その3）：未納の税額がないことの証明」を提出してください。

（参考）

国税庁HP

〔手続名〕納税証明書の交付請求手続

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

## 元気づくり補助金 Q&A

### 変更

Q1 申請時に参考見積を徴収した業者と異なる業者から購入してもいいですか？

A1 事業計画時に徴収した価格と同じ、若しくは安価であれば問題ありません。

Q2 事業計画に記載のないものを購入してもいいですか？

A2 原則として、事業計画にないものは認められないため、計画変更が必要になります。計画変更承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。着手前に商工団体等にご相談ください。

Q3 申請時に旅費の計上をしていませんでしたが、必要なことがわかりました。どうしたらいいですか？

A3 申請時にない経費で、補助対象経費として適切なものであれば、計画変更をして計上できる場合があります。計画変更承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。着手前に商工団体等にご相談ください。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q4 事業計画の内容や経費の区分に変更が生じる場合、どうしたらいいですか？

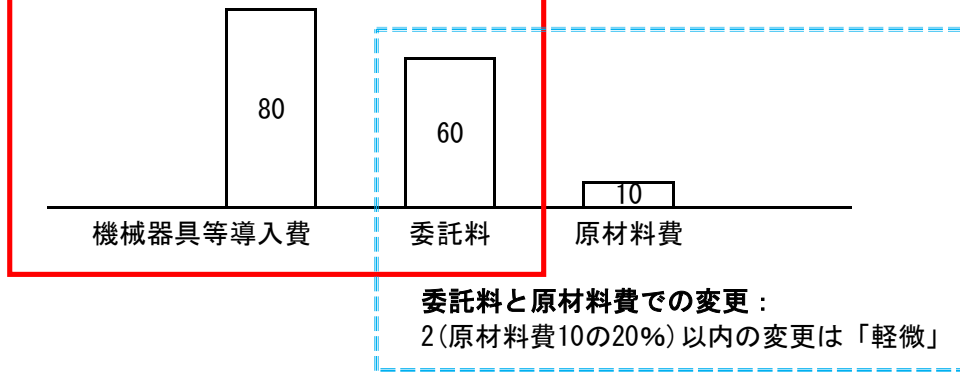
A4 着手前に変更申請をし、承認を受ける必要があります。承認前に着手したものは補助対象外となりますので、ご注意ください。ただし、「軽微な変更」については申請・承認は不要です。

変更が生じる場合は、すぐに商工団体等にご相談ください。

<「軽微な変更」とは？>

- (1) 補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合。
- (2) 「補助対象経費の区分」において、経費の配分が低い方の20%以内の変更をしようとする場合。

例 **機械器具導入費と委託料での変更：**  
12(委託料60の20%)以内の変更は「軽微」



Q5 代表者や住所が変わりました。手続きは必要ですか？

A5 必要です。  
代表者の変更のみであれば「代表者の変更について」、  
会社の吸収・合併等で会社そのものが変わる場合は「債権の承継届」の提出が必要です。  
商工団体等にご相談ください。

## 元気づくり補助金 Q&A

### 廃止

Q1 都合により、事業を実施できなくなりました。どうしたらいいですか？

A1 中止（廃止）申請書の提出が必要です。商工団体等にご相談ください。

### 見積書

Q1 事業実施にあたり、見積書の取り直しは必要ですか？

A1 申請時に添付した見積書が以下①②に該当する場合は有効としますので、取り直しは不要です。

- ①記載内容に変更がない（日付、金額、品番等）
- ②交付決定後に発注した時点で、有効期限が過ぎていない

Q2 購入予定の機器が特殊で、取扱い業者が1社だけのため、1社分の見積書しか準備できません。どうしたらいいのでしょうか？

A2 実績報告時に、その業者と契約しなければならない理由を示した選定理由書を添付してください。

### 契約

Q1 100万円の契約をしました。注文書による契約締結でいいですか？

A1 100万円の場合は、請書又は契約書により締結してください。  
なお、どの書面によるかは契約額で異なりますので、ご注意ください。

契約額	注文書	発注書	請書	契約書
50万円未満	いずれか1つ			
50万円以上160万円未満	不可	不可	どちらか1つ	
160万円以上	不可	不可	不可	必須

### 支払い

Q1 現金払いしてもいいですか？

A1 1取引1万円（税抜）を超える支払いについては、原則として銀行振込により支払いをしてください。  
やむを得ず現金払いをする場合は、必ず内訳を明記した領収書やレシート等の支払いを証明書する書面を徴収するとともに、実績報告時に理由書を添付してください。

Q2 機器を購入する際は、先払いでもいいですか？

A2 問題ありません。  
前払いであることを見積書に明記する等、記録を残すようにしてください。

## 元気づくり補助金 Q&A

### 提出期日

Q1 補助事業が9月30日に完了しました。実績報告書はいつまでに提出すればいいですか？

A1 10月31日までに商工団体に提出してください。  
補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日、または毎年1月10日のいずれか早い日までに商工団体等の長に提出することになっています。

### 様式第9（実績報告書）

Q1 作成する際の注意点はありますか？

- A1 ①代表者職氏名、住所等  
申請時と同一の情報を記載してください。  
変更がある場合は、商工団体にご相談ください。
- ②事業成果と本事業がもたらす効果  
「〇%増加」「売上げ前年比〇倍」など、具体的な実績を記載してください。
- ③事業計画書との整合性  
事業計画書に記載した「2補助事業で行う取組内容」がすべて実施されていることがわかるように記載してください。  
事業計画書どおりに進めていただくことが原則ですが、やむを得ない事情で当初の計画から変更した場合は、理由や変更内容等を明記してください。

※変更の内容・金額によっては変更申請が必要になりますので、着手前に商工団体等にご相談ください。

### 例

	計画	実績報告
○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A、B、Cを購入</li> <li>・ 作業時間を削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Aを購入</li> <li>・ Bは〇〇のため交付決定前に購入する必要があり、自己負担で購入</li> <li>・ Cは在庫がなく、期間中に購入が難しいことから、同価格で同等の性能があるDを購入</li> <li>・ 作業時間が〇%削減された</li> </ul>
×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A、B、Cを購入</li> <li>・ 作業時間を削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A、Dを購入</li> </ul> <p>※BとCを購入したのかが不明で、計画にないDを購入している。 また、計画が達成できているのか不明であり、補助対象外となる可能性がある。</p>



## 元気づくり補助金 Q&A

### 別紙3（支出内訳書）

Q1 クレジットカードで支払いをして、事業実施期間の後に引き落としされます。補助対象になりますか？

A1 補助対象外です。  
事業実施期間内に引き落とし又は支払いが完了している必要があります。

### 様式第12-1（取得財産等管理台帳）、12-2（取得財産等管理明細表）

Q1 どのような場合に提出が必要ですか？

A1 取得財産があり、その取得価格が30万円以上（税抜）の場合に提出してください。  
なお、様式第12-1は企業者で保管し、12-2を商工団体へ提出してください。

Q2 「処分制限期間」は何を見ればわかりますか？

A2 通商産業省告示第360号（昭和53年8月5日）の規程を準用します。  
「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」の2～31ページの中から、該当する財産の名称、構造等を探して記載してください。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/kaikei30.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/kaikei30.pdf)

Q3 ホームページを開設し、費用は50万円でした。  
様式第12-1、12-2の作成は必要ですか？

A3 ホームページは無形資産に該当するので、作成が必要です。

## 元気づくり補助金 Q&A

### 添付書類

Q1 機械器具等導入費で機械装置を購入しました。「従業員の雇用数を確認できる資料」の提出は必要でしょうか？

A1 必須ではありませんが、計画上従業員の雇用を増とする計画を立てている企業者は提出してください。

Q2 補助事業で作成したパンフレットの現物や購入機器の写真の提出は必要ですか？

A2 必要です。

Q3 オンラインショップで機器を購入しました。支払い証拠書類の提出は必要ですか？

A3 必要です。  
原則として、以下の支払い証拠書類を提出できない場合は補助対象外になります。

<支払い証拠書類>

- ・見積書
- ・契約書類（発注書、請書等）
- ・納品書
- ・請求書
- ・領収書

該当書類の取得が難しい場合は、同等の内容が確認できる資料を準備し、提出してください。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q1 事業完了後の専門家相談を利用できるのは1回だけですか？

A1 1企業者・1グループにつき、複数回利用できます。

Q2 圧縮記帳は可能ですか？

A2 可能です。税法上の取扱いになるので、詳細は税務署にお問い合わせください。

## 元気づくり補助金 Q&A

Q3 申請後のスケジュールを教えてください。

A3 スケジュールの目安です。

